

平成26年第4回伊賀市議会（定例会）

請 願 文 書 表

平成26年6月5日

1 受 理 番 号	請願第 1 1 号
2 受 付 年 月 日	平成 2 6 年 5 月 2 1 日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市久米町 8 5 4 - 1 6 伊賀市聴覚障害者協会 会長 橋本 たき子
4 請 願 の 件 名	手話言語法（仮称）制定を求めることについて
5 請 願 の 要 旨	<p>聞こえる人たちは「声を出す、または声を聞く」という音声言語（日本語）を使用して、コミュニケーションを行なっています。ろう者は、昔から「手指、体の動き、表情を使う、またはそれらを目で見る」という視覚言語（手話）を使用して、コミュニケーションを行なってきました。しかし、法的には手話は言語として認められていなかったために、ろう者は社会のいろいろな場面で不利益を被り、差別され、排除されてきました。ろう学校では手話を使うことを禁止され、手話を使うことは恥ずかしいことだと教えこまれ、社会でも周囲の好奇の目から隠れるように手話を使ってきたのです。また、聞こえる人たちとコミュニケーションができないため、まだまだろう者や手話に対する理解が社会では進んでいません。</p> <p>2006（平成 18）年 12 月に国連で採択され、日本でも 2014 年 1 月に批准、2 月に発効した障害者権利条約は、生活・仕事・司法・参政権・医療など、あらゆる面で障がい者の権利を守り、社会に合理的配慮の責任を求めた条約です。その条約の「定義」において、「言語には音声言語と『手話』が含まれる」ことが盛り込まれたことによって、「手話が言語である」ことが世界的に認められました。</p> <p>日本においても、その条約の批准に向け、2011 年に障害者基本法を改正し、その第 3 条（地域社会における共生等）の 3 号に「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が定められました。</p> <p>また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、それに基づいて、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。</p> <p>以上のような理由から、私たちは、手話やろう者に対して理解があり、ろう者が安心して暮らせる社会となるよう、「手話言語法（仮称）」の制定を心から切望するものです。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を、伊賀市から国へ提出していただけるよう求めます。</p>
6 紹 介 議 員	嶋岡壯吉、福田香織、生中正嗣、近森正利、中井洸一、中谷一彦、北出忠良、空森栄幸、岩田佐俊、森岡昭二
7 付 託 委 員 会	教育民生常任委員会

1 受 理 番 号	請願第12号
2 受 付 年 月 日	平成26年5月21日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市木興町1064-286 NPO法人廃棄物問題ネットワーク三重 代表理事 吉田 ミサヲ
4 請 願 の 件 名	伊賀市残土条例制定を求めることについて
5 請 願 の 要 旨	<p>全国的に、農耕地への客土や土地造成の名目で、有害物質を含んだ廃棄物まじりの土砂が建設残土と称して不法埋め立てされ、周辺土地や水質の環境汚染が懸念される事態が起きています。建設残土と呼ばれる建設発生土は、本来、廃棄物処理法により適正に処理されるべきものですが、国の法規制では、建設残土を廃棄物処理法の対象としていないため、建設残土に混入させた廃棄物の不法埋め立てが起きてても、有効な法規制がかからない現状です。</p> <p>伊賀市島ヶ原において、残土の埋め立てによる環境汚染や水質汚染のおそれが懸念される事案が起きていますが、仮に、残土に廃棄物や有害物質が混入していても、伊賀市には、これを調査したり、規制する有効な手段がありません。伊賀市は、大規模な産業廃棄物最終処分場が複数あるところであり、県外からの廃棄物の搬入量も多いところですが、開発されていない自然豊かな山林も多く、幹線道路もあって交通の便にも優れているため、県外の不法投棄者からねらわれやすい土地です。このような現状に鑑みれば、残土による汚染から生活環境を保全し、保護するため、伊賀市独自の残土条例を早急に制定することが、市民の生活環境を保全するために緊急を要する課題であると考えます。</p> <p>よって、伊賀市土砂等の埋立て等による環境汚染防止条例（残土条例）の速やかな制定を求めます。</p>
6 紹 介 議 員	赤堀久実、嶋岡壯吉、上田宗久、中谷一彦、百上真奈、森岡昭二
7 付 託 委 員 会	総務常任委員会

1 受 理 番 号	請願第13号
2 受 付 年 月 日	平成26年5月26日
3 請願者の住所 及び氏名	津市広明町297 国土交通労働組合東海建設支部 三重県協議会 議長 吉村 浩司
4 請 願 の 件 名	住民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求めること について
5 請 願 の 要 旨	<p>東日本大震災や連年の台風などにより、全国各地で大きな被害が発生している中、公務労働者は国・地方を分かつ、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいます。国の機関ではこれらの活動にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮しています。国と地方自治体が連携して復旧に当たらなければ、迅速な取り組みは極めて困難であったと考えられます。そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられ、国と地方自治体の公務・公共サービスの重要性が再認識されています。</p> <p>これらを背景に、「構造改革」路線の問題点も指摘される中、現在の都道府県制度を廃止し、国の役割を外交や防衛、危機管理、金融などに限定する、「道州制」導入の議論が活発化しています。国民のための議論ではなく、「道州制」導入ありきの議論が進めば、国民の暮らし・福祉・教育などに関わる国家責任が大きく後退すること、また、さらなる市町村合併によって住民生活・地域格差の拡大がいつそう進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化などが懸念されます。</p> <p>「地方整備局」をはじめ国土交通省の出先機関は、国民生活の基盤を支え、自然災害への対応や交通運輸などの幅広い行政を行っており、国民の安全・安心を守るためになくしてはならない国の出先機関です。</p> <p>国の出先機関には、自然気象の観測や予報する国民生活に密接な地方気象台をはじめ、道路、河川、港湾などの社会基盤の整備や維持管理を行う地方整備局、陸運、海運、鉄道や空港などの交通の安全・安心を守る地方運輸局や地方航空局などがあり、広域的・全国的な見地から中枢ネットワークを担う国が直接実施すべき重要な機関です。これら業務を「道」や「州」の広域行政体に移管した場合には、経済競争力の強化を目的として州都など都市部への集中投資が強行され、財政力の乏しい地域では防災対策や老朽化対策、通常の維持管理もできなくなりかねません。「道州制」の導入や「国の出先機関の廃止・移譲」は国民全体の生活基盤を揺るがし、地域格差を生み出すなどの大きな問題点を含んでいます。</p> <p>さまざまな政府統計が示すとおり、就業・営業の悪化により国民の所得と消費は下がり続け、貧困層が増大するなど、就学さえ困難な子どもたちが増加しています。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど、生活への不安は増すばかりとなっています。こうした中で、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の發揮が不可欠です。</p> <p>国の出先機関の廃止を目的とした「地方分権改革」や「道州制」は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、国・地方行政が力を合わせて地域住民の生活を守ると言う方向にはならないと考えます。</p> <p>つきましては、以下の項目について、国に対して要請していただくようお願いいたします。</p> <p><b>【請願事項】</b></p>

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民・地域住民が安心して生活出来るよう、国と地方の共同を強めるとともに、国土交通行政の体制・機能の充実を図ってください。</li> <li>2. 「道州制」導入ありきではなく国民のための議論を進めると共に、防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な、国の出先機関である地方气象台、地方整備局、地方運輸局、地方航空局のほか、独立行政法人の体制・機能の充実を図ってください。</li> <li>3. 国、地方の予算配分を震災などの防災予算や生活関連へ重点配分をしてください。</li> </ol>
6 紹介議員	稲森稔尚、百上真奈
7 付託委員会	産業建設常任委員会

1 受 理 番 号	請願第14号
2 受 付 年 月 日	平成26年5月26日
3 請願者の住所 及び氏名	津市広明町297 国土交通労働組合東海建設支部 三重県協議会 議長 吉村 浩司
4 請 願 の 件 名	国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を求めることについて
5 請 願 の 要 旨	<p>東日本大震災は、未曾有の被害と原発事故をもたらし、避難した人たちは住み慣れた地に戻る目途すら立っていません。また、追い打ちをかけるように、全国各地で相次いで豪雨災害に見舞われ、私たちが暮らす日本は“災害列島”と呼ばれるほど、どこで暮らしていても自然の脅威にさらされています。当該地域では、東海・東南海・南海地震などの大規模地震も切迫しており、国民の安全・安心を守るための防災やインフラ整備は緊急な国民的課題となっています。</p> <p>こうした災害を未然に防止・軽減するためには、河川・道路・港湾などの社会資本の適切な維持管理やその役割を担う地域建設業の役割が欠かせません。2012年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故にみられるように、現在の社会資本は、戦後の高度経済成長期に多くが建設され、老朽化が著しく、放置すれば、国民生活の安全・安心に影響を及ぼしかねません。耐用年数が経過した施設の更新には年間約20兆円もの費用が必要とされ、財政難の中では、今後は新規整備よりも計画的な維持管理を施し、既存施設を長持ちさせていく方向に公共事業を転換させていく必要があります。</p> <p>同時に、防災や施設の維持管理、災害時の速やかな啓開、復旧及び住環境の確保などの最前線に立つ地域建設業を、その担い手にふさわしく再生しなければなりません。地域社会を支えてきた地域建設業は、生活・防災予算の抑制や競争激化により、災害空白地帯が生じるなど、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っています。しわ寄せは、企業の存続だけでなく、技術の継承や建設労働者の確保困難など、建設業の基盤が崩壊はじめており、全国各地で地域の安全・安心が守られない事態が広がっています。</p> <p>つきましては、国民の安全・安心の願いに応える公共事業を実現するために、以下の項目について国に対し要請していただくとともに、貴自治体におかれましても実現いただきますようお願いいたします。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>公共事業を防災・生活・環境保全優先に転換してください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>公共事業を防災・生活関連・環境保全の事業優先に転換してください。</li> <li>公共工事の監督・検査、公共施設の維持・管理は国と自治体が責任をもって行なえる体制をつくってください。</li> <li>国の果たすべき責任を放棄し、地域間格差を産む恐れのある「地方分権」や「道州制」は行わないでください。</li> <li>地域の安全・安心を支える地場中小建設業者の経営安定のための施策を実施してください。</li> </ol> </li> <li>公正な賃金・労働条件と中小業者の適正な収入・仕事を確保してください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>公契約法（公共事業における賃金等確保法）・条例を制定してくだ</li> </ol> </li> </ol>

	<p>さい。</p> <p>(2) 建設産業の一方的な元下関係を是正し、下請及び資材業者の適正な利益が確保される仕組みをつくってください。</p> <p>(3) 公共工事及び公共業務等を適正な価格で受注できる入札・契約制度をつくってください。</p> <p>(4) 建設現場労災、じん肺・アスベスト被害の発生を抑えるために防止対策を強化してください。また、不幸にして被災した患者をすみやかに救済してください。</p> <p>(5) 建設業および建設関連業の各業種を労働者派遣法の適用対象としないでください。</p> <p>(6) 中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施・徹底させてください。</p>
6 紹介議員	稲森稔尚、百上真奈
7 付託委員会	産業建設常任委員会

1 受 理 番 号	請願第 1 5 号
2 受 付 年 月 日	平成 2 6 年 5 月 2 6 日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市上野丸之内 1 8 2 番地の 3 連合三重伊賀地域協議会 議長 小野 佳秀
4 請 願 の 件 名	安心して働き続けることができる労働環境の整備を求めることについて
5 請 願 の 要 旨	<p>働くことは、生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり自己実現を図るための重要な手段です。日本は、約 5350 万人が雇用関係の下で働いていますが、そのうち不安定な雇用にある非正規労働者は毎年大幅に増加し現在では 2000 万人を超え、また年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアが 1100 万人に迫っています。</p> <p>10 年以上に及ぶデフレ傾向から脱却し、所得向上を起点とした経済の好循環の実現によって日本経済を持続的な成長とするためには、安定的な雇用と均等・均衡な処遇の下で働きたい人が安心して働き続けることができる環境を整備することが必要不可欠です。</p> <p>2008 年秋のリーマンショックによる派遣切り、雇止めなどによって多くの非正規労働者が職を失ったことを受けて、政府や国会では、2000 年前後から続いた雇用ルール緩和の転換が進みつつありました。派遣労働者をはじめとする多くの非正規労働者の人々が正規雇用で働きたいと思っているとの調査結果もあります。しかし、政府内に設置された規制改革会議や産業競争力会議では、再び雇用を含む労働規制の緩和を検討しており、その中には安定雇用を減少させ、不安定雇用を大幅に拡大・定着させることが危惧される「解雇の金銭解決制度」や「限定正社員制度」「労働者派遣法の見直し」などが含まれています。</p> <p>また、労働法制に係る基本方針の策定のあり方について、労使の利害調整の枠を越えた仕組みを創設することが提言されていますが、雇用・労働政策は国際労働機関（ILO）の三者構成原則に基づいて議論することが国際基準となっています。</p> <p>よって、下記事項について国会及び関係行政庁へ意見書を提出いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所得向上を起点とした経済の好循環の実現による日本経済・社会の持続的な成長を実現するため、安定的な雇用と均等・均衡な処遇の下で、安心して働き続けることができる雇用・労働環境を整備するための法改正を行うこと。</li> <li>2. 特に労働者派遣法については、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。</li> <li>3. 雇用・労働政策に係る議論は、国際基準である ILO の三者構成主義に則って労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。</li> </ol>
6 紹 介 議 員	稲森稔尚、百上真奈
7 付 託 委 員 会	産業建設常任委員会



1 受 理 番 号	請願第16号
2 受 付 年 月 日	平成26年6月2日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市四十九町1757-2 伊賀市四十九町自治会 会長 前川 輝昭
4 請 願 の 件 名	伊賀鉄道（伊賀線）に新駅設置を求めることについて
5 請 願 の 要 旨	<p>近年の車社会の進展や、これからの少子高齢化や人口減少時代の到来、ますます公共交通の利用者が減少することが見込まれます。このことにより、現在も赤字経営が続く伊賀鉄道は存続の危機を迎え、また、バス路線の廃止などが心配されます。</p> <p>しかし、公共交通サービスが安定的に提供されることは、私たちの生活の安全・安心に最も重要なことで、このサービスが低下することは交通弱者にとって新たな移動制約者を生むなど、市民生活に重大な影響を与えるものです。また、地域の魅力や賑わいが喪失するなど、地域活力の維持、発展についても大きな支障となるものです。</p> <p>特に伊賀鉄道は、市内を南北に貫き、近鉄やJR関西本線と連携し、当市の公共交通の背骨となっています。かつて当地域に「四十九駅」（昭和44年廃止）が設置されていましたが、今はその面影も無く、沿線地域としての利便性にも欠け、地域の活力や賑わいも失われつつあります。これからの人口減少時代を考えれば、地域社会そのものの存在すら危ういのではないかと懸念しています。</p> <p>このような中、四十九町地域内で大型商業施設の立地が決まり、現在、建設工事が進められ、この夏には開店すると聞いており、当地域の状況も大きく変わろうとしています。いふならば地域の活性化に一筋の光明がさしたと言っても過言ではありません。</p> <p>私たちは、この機会に伊賀鉄道の存続と活性化、ひいては地域活力の発展のため、建設工事中である大型商業施設に隣接した場所に新駅を設置していただきたく強く求めるものです。</p> <p>これが実現すれば、近くに上野総合市民病院や伊賀警察署、ハローワーク伊賀、三重県伊賀庁舎、伊賀北部農業協同組合本店、伊賀組紐センターなどの公共・公益施設などがあり、地域内はもとより、沿線住民、とりわけ交通弱者といわれる方々の利便性が高まるとともに、伊賀鉄道が今後も市民生活に密着した移動手段としてその役割が果たせるものと考えます。</p> <p>以上のような理由から、現在、当地域内で建設工事が進められている大型商業施設に隣接する伊賀鉄道（伊賀線）の新たな駅を設置していただくようお願いいたします。</p>
6 紹 介 議 員	赤堀久実、福岡正康、森川 徹、木津直樹、空森栄幸、中岡久徳
7 付 託 委 員 会	総務常任委員会